

令和 8 年 5 月 29 日

安芸高田市お太助フォン更新に係る IP 告知端末購入費補助金交付要綱を次のように定める。

安芸高田市長 藤本 悦志

安芸高田市お太助フォン更新に係る IP 告知端末購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市は、緊急時及び災害時等の緊急告知、その他の行政情報の伝達を継続していくため、IP 告知設備を更新するに際し、更新後の IP 告知端末(以下「新お太助フォン」という。)を設置しようとする低所得世帯に対し、お太助フォン購入補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、安芸高田市補助金等交付規則(平成 16 年安芸高田市規則第 40 号)に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(補助の対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者は、新お太助フォンを新規購入又は更新する世帯のうち、以下のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 市内に住所を有している世帯
- (2) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による生活保護を受給している世帯又は賦課期日(地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に定める当該年度の 1 月 1 日)における住所地の市町村が決定する令和 8 年度分の市町村民税が非課税である世帯

(補助対象経費)

第 3 条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、以下のとおりとし、1 世帯につき専用タブレット 1 台とする。

- (1) 電話機能が必要な場合 専用タブレット本体(専用 Wi-Fi ルーター、スタンド含む)、VoIP アダプタ及び電話機本体(番号表示機能なし)の購入費用

(2) 電話機能が不要な場合 専用タブレット本体(専用 Wi-Fi ルーター、スタンド含む)の購入費用

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、補助対象経費の 3 分の 2(その額に 1,000 円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額)を上限とする。

(交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、新お太助フォンを設置する日までに、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(様式第 1 号)
- (2) 新お太助フォンの購入に係る見積書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(代理申請)

第 6 条 申請者は、新お太助フォンの設置を行う事業者(以下「代理申請者」という。)に補助金の交付申請に関する手続を代理させることができる。

2 代理申請者が申請を行う場合は、前条に定める書類に加えて、代理申請に係る委任状(様式第 2 号)を添付しなければならない。

3 代理申請があった場合、この要綱における申請者への通知、報告その他の手続は、申請者本人に対してなされたものとみなす。

(交付決定)

第 7 条 市長は、前 2 条の規定による申請があったときには、その内容を審査し、適当と認めるときには、速やかに補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第 3 号)により申請者に通知するものとする。

(交付条件)

第 8 条 前条に規定する交付決定通知書を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 新お太助フォンを設置した日から起算して、5 年以上継続して使用すること。
- (2) 補助金の交付の対象となる新お太助フォンの設置を中止する場合は、速やかに市長の承認を受けること。

(完了報告)

第9条 補助決定者は、新お太助フォンの設置を完了したときは、事業完了の日から30日を経過した日又は補助金交付決定に係る会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に事業完了報告書(様式第4号)を提出しなければならない。

- (1) 設置後の状況を示す写真
- (2) その他市長が必要と認める書類
(額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第5号)により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第11条 補助決定者は、前条の規定による補助金交付額確定通知を受けたときは、速やかに補助金請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の取消し及び返還)

第12条 市長は、補助決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 不正の行為があったとき。
- (3) その他市長が補助金の交付を取り消すことが適当と認めるとき。

(調査及び報告)

第13条 市長は、必要に応じ、補助決定者に対して補助金に係る内容を調査し、又は、報告を求めることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和8年6月1日から施行する。

- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、補助決定者に係る規定は、新お太助フォンを設置した日から起算して5年を経過する日までの間、なおその効力を有する。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

年 月 日

安芸高田市長 様

申請者

世帯主住所

世帯主氏名

(署名又は記名押印)

補助金交付申請書

お太助フォン更新に係る IP 告知端末購入費補助金交付要綱第 5 条の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、安芸高田市への滞納がないことを証明するため、関係部署へ照会すること及び新お太助フォンへの更新の申込状況について、CBBS 株式会社へ照会することを承諾します。

1. 補助金交付対象経費 _____ 円
2. 補助金交付申請額 _____ 円 (千円未満切り捨て)
3. 新お太助フォン設置予定場所
安芸高田市 _____ 町 _____
*お太助フォンの設置場所は申請世帯主と同じか、同一敷地とみなせる住宅の住所のみ
4. 添付書類
 - (1) 新お太助フォン購入に係る見積書の写し
 - (2) その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号 (第 6 条関係)

年 月 日

安芸高田市長 様

申請者

世帯主住所

世帯主氏名

(署名又は記名押印)

代理申請に係る委任状

私は、お太助フォン更新に係る IP 告知端末購入費補助金交付要綱第 6 条の規定により、補助金交付申請手続を下記代理人に委任します。

1. 申請者

住所:

氏名:

連絡先 (電話番号):

2. 代理申請者

住所:

氏名:

連絡先 (電話番号):

3. 委任内容

「お太助フォン更新に係る IP 告知端末購入費補助金交付」申請手続一切

様式第 3 号 (第 7 条関係)

年 月 日

申請者名 様

安芸高田市長

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったお太助フォン更新に係る IP 告知端末購入費補助金について、下記のとおり交付を決定しましたので通知します。

1. 補助金交付決定額 _____ 円

2. 補助金交付内容：
申請書に記載のとおり

3. 交付条件：
・新お太助フォンを設置した日から 5 年以上継続使用すること
・市税等の滞納がないこと
・設置中止の際は市長の承認を得ること

様式第 4 号 (第 9 条関係)

年 月 日

安芸高田市長 様

申請者

世帯主住所

世帯主氏名

(署名又は記名押印)

事業完了報告書

お太助フォン更新に係る IP 告知端末購入費補助金について、以下のとおり事業が完了しましたので報告します。

また、新お太助フォン設置にかかる支払い状況を証明するため、CBBS 株式会社へ照会することを承諾します。

1. 申請者氏名 :
2. 設置場所 :
3. 設置完了日 :
4. 添付書類 :
 - ・設置後の写真
 - ・設置に要した費用が分かる書類
 - ・その他市長が必要と認める書類

様式第 5 号 (第 10 条関係)

年 月 日

申請者名 様

安芸高田市長

補助金交付額確定通知書

補助金交付額を以下のとおり確定しましたので通知します。

1. 交付決定額 : _____ 円

2. 交付確定額 : _____ 円

様式第 6 号 (第 11 条関係)

補助金請求書

金 _____ 円

お太助フォン更新に係る IP 告知端末購入費補助金について、上記のとおり請求します。

年 月 日

請求者

住所 _____

氏名 _____

(署名又は記名押印)

安芸高田市長 様

《支払金振込先》

振込先金融機関名		銀行 濃厚 信金 信組	店(所)
預金種目		普通・当座	口座 番号
口座名義人	フリガナ		
	氏名		

お太助フォン更新に係る IP 告知端末購入費補助金の振り込みについて、上記の口座を使用することを承諾します。

口座名義人住所	TEL : ()
口座名義人氏名	(署名又は記名押印)